

佐久穂町狩猟免許取得補助金交付要綱

令和6年1月23日告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、鳥獣による農林水産物への被害対策として、有害鳥獣を駆除するために必要な狩猟免許の取得に要する費用に対し、予算の範囲内において佐久穂町狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 新たに網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を取得した者（新たな種類の狩猟免許取得者も含む。）
- (3) 免許取得後、佐久穂町猟友会に入会し、町内の有害鳥獣駆除に従事することができる者
- (4) 交付申請日において町税の滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は、次に掲げるものとし、補助金の額は当該対象経費の全額とする。

- (1) 初心者講習テキスト代
- (2) 狩猟免許試験の受験手数料
- (3) 医師の診断書作成費用

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、佐久穂町狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した狩猟免状の写し
- (2) 前条に定める経費に要した領収書の写し

2 交付申請できる期間は、猟友会に入会后、1年以内とする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、佐久穂町狩猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の決定を受けた申請者は、佐久穂町狩猟免許取得補助金請求書（様式第3

号) を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等、不当な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

佐久穂町狩猟免許取得補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年度において、新たに狩猟免許を取得したので、佐久穂町狩猟免許取得補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金申請額 円

2. 狩猟免許取得年月日 年 月 日

3. 取得した狩猟免許の種類（○で囲む。）

網猟 ・ わな猟 ・ 第一種銃猟 ・ 第二種銃猟

4. 補助対象経費

補助対象経費	金額（円）
（1）初心者講習テキスト代	円
（2）狩猟免許試験の受験手数料	円
（3）医師の診断書作成費用	円
合 計	円

5. 添付書類

- ・ 狩猟免状の写し
- ・ 補助対象経費が確認できる書類の写し
- ・ その他町長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

佐久穂町狩猟免許取得補助金交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

（申請者） 様

佐久穂町長

年 月 日付で申請のあった 年度佐久穂町狩猟免許取得補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金の額 円

※補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、その返還を命じることがある。

様式第3号（第6条関係）

佐久穂町狩猟免許取得補助金請求書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった佐久穂町狩猟免許取得補助金について、佐久穂町狩猟免許取得補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	
支店・支所名	
口座種類	普通 当座 その他（ ）
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	